

京都市交通局監理技術者補佐の専任配置による運用基準

制定 令和3年9月17日

改正 令和7年3月14日

（目的）

第1条 この基準は、監理技術者補佐（建設業法（以下「法」という。）第26条第3項第2号の規定による監理技術者の行うべき法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。）を専任で置く場合における監理技術者に係る法第26条第3項ただし書の規定の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

（要件）

第2条 法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者は、次に掲げる要件を満たす2つの工事を兼任することができる。

- (1) 京都市内で施工するものであること。
- (2) 通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制の応急処理工や緊急巡回等が必要な工事をいう。）でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、技術的難易度が高いため、兼任することが適当でないと認められる工事については、監理技術者を専任で配置しなければならない。

附 則

この基準は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月14日決定）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。